



小平三田会会則

令和7年6月14日

制定 平成28年3月19日
改訂 令和7年6月14日

小平三田会会則

第1条(名称)

本会は小平三田会と称する。

第2条(事務所)

本会は事務所を小平市内に置く。

第3条(目的)

本会は慶應義塾大学卒業生を中心とする会員相互の親睦を深め地域社会に貢献するとともに、慶應義塾の発展に寄与することを目的とする。

第4条(事業活動及び禁止行為)

1. 本会の目的を達成するために会報の発行、ホームページの運営、懇親会/各種サークル/各種イベントの開催等の事業活動を行う。
2. 活動にあたって次は禁止行為とする。
 - (1) 特定の個人または法人、団体の利益を目的とした事業は行わない。
 - (2) 特定の政党、政治家、及び宗教のための支持活動は行わず、また本会を利用しない。
 - (3) 不法行為また公序良俗にする行為は行わない。

第5条(会員)

1. 本会会員は、小平市内及び近隣に在住または在勤の慶應義塾塾員及び旧共立薬科大学卒業生のうち、本会の目的及び事業活動に賛同し入会を希望する者で構成する。
2. 第1項の会員基準に該当しない者であっても本会役員会で承認した場合には特別会員として入会を認める。
3. 本会の会員となる者は、別途定める加入申込書を入会金及び年会費を添えて提出することにより会員登録される。

第6条(役員)

1. 本会に次の役員を置く。
 - 会長1名
 - 副会長若干名
 - 幹事長1名
 - 副幹事長若干名
 - 幹事10名以内
 - 監事2名
2. 本会には顧問を置くことができる。

第7条(役員の職務及び権限)

会長は本会を代表し総括する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。
幹事長は本会の会務を遂行する。
副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは代行する。
幹事は幹事長、副幹事長を補佐する。
監事は会の運営状況及び会計状況を監査する。
なお、会長、監事を除く役員の中から会計担当2名を選任し、当会の会計全般を取扱い会計管理及び報告を行う。

第8条(役員の選任)

役員は総会で選任する。

第9条(役員の任期)

1. 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
2. 第1項にかかわらず会長と幹事長は原則的に2期4年を限度とする。

第10条(総会)

1. 総会は会員をもって構成する。
2. 総会は年一回会長が招集し開催する。
3. 総会は会則の改廃、役員の選任、決算及び予算その他重要事項につき決定する。

第11条(役員会)

1. 役員会は第6条の役員をもって構成する。
2. 役員会は会長が必要と認めたとき開催する。
3. 役員会は総会の決定に基づき、会務の執行を決定する。

第12条(決議)

総会及び役員会の決議は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

第13条(費用等)

1. 本会の事業年度(会計年度)は4月から3月とする。
2. 本会の運営費用等は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。
3. 本会の入会金は1000円とし、年会費は3000円とする。
4. 年会費は事由の如何にかかわらず会員へ返金しない。
5. 本会の解散時は、会計残高を全額慶応義塾に寄付する。
6. 本会の入会金、年会費に関わるその他の事項については会費徴収規程にて別途定める。

第14条(会員の資格喪失)

1. 会員の資格喪失は、①退会②死亡③除名 の場合とする。
2. 本会の名誉棄損または本会の趣旨に反する行動をした者は、役員会の決裁をもって除名することができる。
4. 年会費を2年連続して未納の者は役員会の決済をもって会員資格を喪失する。

第15条(休会)

会員より休会の申出があった場合、会員資格は継続するが以降の会費は徴収しない。
休会事由が解消し申出があった場合に復会する。

第16条(個人情報保護)

本会に帰属する個人情報については個人情報保護法に基づき適切に管理運用する。
詳細については個人情報保護規定により別途定め、当会ホームページ上で公開する。

附則

この会則は令和7年6月14日に改訂、同日より実施するものとする。